



八・五夜間診療切捨て
合理化強行二十一年弾
劾

夜間診療切捨て強行から始まった南労会闘争は八月五日で二十二年目に突入！この日の朝、港合同の仲間に多数結集して頂き、松浦診療所前で抗議の集会を行いました。争議が最大の正念場を迎えた今、怒りと決意を新たに闘い

争議突入21年 怒りと決意新たに
何としても勝つぞ！

抜き必ず勝とう！と確認しあいました。

四人の看護師解雇から
まる十七年 職場に戻せ

八月三〇日は四人の看護師が一齐に懲戒解雇されてから丸十七年。裁判で負けようとも懲戒解雇される理由は何ひとつ無



上) 8/5 診療所前抗議集会。
下) 昼休み抗議集会で決意を述べるKさん(左)とAさん(右)。

いという確信が闘いを支えてきました。介護事業を担いながら現場で闘い続けてきたKさん、Aさんの決意は不変です。

六億六千万円損害裁判
次回弁論(証言)にむけて
坐りこみ情宣を開始

損害裁判は次回がいよいよ証人調べ。組合つぶしと不正経理の張本人・若杉常務理事が出廷します。ふだん公の場に顔をみせない若杉を労働者

の怒りの傍聴闘争で迎え、ウソとごまかしを許さない法廷闘争で追い込んでいきたいと考えています。

「裁判官は書面など読まなくて当たり前」というのが昨今の裁判の実情のようです。事実と理屈に真向かい、真剣に真理をつかみとろうとしない裁判官には大衆的行動で労働者の怒りと真実を伝えていくしかありません。坐り込み情宣を始めました。ご支援をよろしくお願ひします。

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

1日目は17人が参加。
1300枚ピラまき、署名
30筆。最後のまとめ↓



9/5 裁判所東門前 坐り込み開始



港合同と支部 若杉常務理事らを告訴

八月末、港合同と南労会支部は若杉常務理事、松浦元理事長、佐藤新理事長を大阪地検に告訴しました。十二回の一時金未払い事件で、確定した中労委命令に従わず、未だに一円の未払い賃金も支払わず、労働組合法の定める刑事罰の対象となっているからです。

一昨年、中労委から通報を受けて捜査を行ってきた大阪地検は三月末、不当にも不起訴決定を行いました。その後も南労会は日々賃金未払いの犯罪を重ねています。その

為四月の労働法学者・佐藤昭夫先生の告発に続き当該労働組合として告訴を行った次第です。(以下、要約・抜粋して紹介)

被告発人

医療法人南労会常務理事・若杉正樹、同元代表者・松浦良和、他一名。

罪名

確定判決によって支持された労働委員会救済命令違反(労組法第二八条)

【告訴理由】

1 不起訴処分と犯罪の
継続

(略) : 組合側は速やかに起訴を求めてきた。 : しかし本年三月三〇日、御庁は、医療法人南労会

を不起訴処分とした。その後、南労会は悔悛の情を示すどころか、不起訴処分に「わが意を得たり」とばかり、依然として労働委員会命令を履行せず、「確定判決によって支持された労働委員会救済命令違反」(労働組合法第二八条)の罪を、今日まで新たに重ねている。

すなわち不起訴後、四回回交が行われたが、若杉常務理事は、確定判決に支持された中労委命令が妥結条件とすることを禁じたところの減額三条件について、口先では「撤回した」「命令を履行している」とオウム返しにし、同時に「勤務評

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう!

価を行う。団交事項ではない。評価の基準も計算方法も、結果の額も言う必要はない」との対応を変えず、妥結を妨害し、協定書案も示さず、中労委命令を潜脱し、未だに一円の未払い賃金も支払っていない。

2 南労会の悪質性と犯罪の重大性

(1) 労働委員会救済命令は、団結権保障の実効性の担保

① 最高裁によれば、「労働委員会の救済命令制度は、労働者の団結権及び団体行動権の保護を目的とし、これらの権利を侵害する使用者の一定

の行為を不当労働行為として禁止した法七条の規定の実効性を担保するためもうけられたもの」であり、「使用者の右規定違反行為に対して労働委員会という行政機関による救済命令の方法を採用したのは、使用者による組合活動侵害行為によって生じた状態を右命令によって直接是正することにより、正常な集团的労働関係秩序の迅速な回復を図る」趣旨である（一九七七年二月二十三日大法廷判決）。

② それはまた、日本が批准しているILO第九八号条約（団結権及び団体交渉権についての原則

の適用に関する条約）第三条の、「団結権の尊重を確保するため、必要がある場合には、国内事情に適する機関を設けなければならぬ」という、条約上の義務履行のための機関でもある。

(2) 使用者の救済命令履行義務とその違反に対する制裁

① それではなぜ、労働組合法七条の差別（不利益）待遇、組合否認（団交拒否）、労働組合の結成・

運営への支配介入など、団結権侵害に対して、迅速な原状回復が必要とされるのか。それは、こうした使用者に不当労働行

為によって、いったん組合が壊滅し、あるいは御用化しまった後では、もはや回復は不可能あるいは極めて困難となるからである。それだから、団結権侵害に対する「国内事情に適した」専門的救済機関として労働委員会が設けられた。その行政処分により、不当労働行為のなかつた状態への迅速な回復が図られることになったのである。

② それだから、その命令は公定力を有し、命令を受けた使用者は、直ちに命令を履行する義務を負う。各地の労働委員会の命令に対して、中労委への再審査申立て、あるいは

は裁判所への行政訴訟で争う道は認められているが、それは命令に従った上での争いであり、自分の主張が認められてその命令が変更あるいは取り消されるまでは、その履行の義務はなくなる。この、命令確定前においても使用者が救済命令の履行義務を負うことは、労働組合法(二七条の十二第四項)や労働委員会規則(四五条一項)等に明定されているだけでなく、川田悦子衆議院議員の質問主意書に対する小泉純一郎首相名義の政府答弁書(二〇〇三年六月六日)、さらには服部良一衆議院議員の質問主意

書に対する野田佳彦首相名義の政府答弁書(二〇一二年六月二九日)によって確認されている。

③だが法は、救済命令が出された場合、使用者が自発的にこれを履行することを期待し、その不履行に対する制裁としては、次の二つに止めた。

第一は、使用者の救済命令取消しの訴えを受けた裁判所が、判決確定まで救済命令に従うべき旨を命ずる緊急命令を発した場合、あるいは使用者が取消の訴えを提起せず救済命令が確定した場合、その違反に対して、五〇万円以下(その命令が作為を命ずるものであると

きは、不履行日数一日につき一〇万円を加算)以下の過料が科されること(労働組合法三十二条)、

第二は、確定判決によって支持された労働委員会救済命令違反に対して、一年以下の禁固若しくは一〇〇万円以下の罰金、またはそれが併科されること(労働組合法第二八条)である。

(3) 南労会の意図的不履行

だが、南労会は、公益事業を営む医療法人でありながら、労働委員会の救済命令違反に直接の制裁規定がないのを良いことに、違法な命令違反を

意図的に続けた。そのため、数多くの救済命令が出されながら、二〇数年にわたって差別的賃金未払いや懲戒処分を巡って紛争が続けられている。それは、大阪高裁(二〇〇七年九月二六日判決)が、「労働法制を根本から否定する違法、不当な行為」と断じたように、労働者の生存権や団結権など、労働基本権の重大な侵害である。

(4) 裁判所の緊急命令違反

それだけではない。南労会は、裁判所による緊急命令が出されてもこれに従わなかった。そして、

二件で計五〇〇万円の過料を科されている。

先の、野田佳彦首相名義の政府答弁書によれば、労働組合法第二七条の二〇の規定による緊急命令に従わなかったとして、中労委が地方裁判所に通知した件数は、二〇〇七年から二〇一一年までで合計六件と報告されているが、このうち二件が南労会事件なのである。

国に五〇〇万円の過料を支払っても、労働者には一円の未払い賃金も支払わない南労会は、正に団結権侵害の確信犯であり、社会的・倫理的責任感覚を失った使用者だといつことである。

(5) 確定判決により支持された労働委員会救済命令違反(労働組合法第二八条)

南労会の法秩序無視の態度は、制裁の軽さによって、さらに強まる。

南労会は二〇一二年二月以降、ついに「確定判決によって支持された労働委員会救済命令違反」さえ、敢えてするようになる。御庁の不起訴処分は南労会を大いに力づけた。早速、「南労会の賃金未払いに対する六億六千万円損害裁判」において、「三条件撤回が偽装であり、勤務評価方針に違法・不当性があるとは認めるに足る証拠はない

との判断である。当然、かつ、正当な判断である」と述べ、一九九〇年代からの、億単位に上る賃金未払いを正当化している。そうして不起訴以降も依然として、堂々と、確定判決によって支持された労働委員会救済命令違反の罪を重ねている。

(6) その放置は、団結権保障の放棄

御庁の不起訴は、強者はルールを破ってもお咎めなしということであり、憲法上、団結権を保障すべき政府が、その「裁量」によって労働者の生存権、労働基本権の侵害を放置していることを意味する。

こうしてそれは、日本が法治国家ではなく、弱者を切り捨てる検察官の統治国家になるといふことである。(以下、略)

検察は若杉らに速やかに起訴せよ!

若杉が証人出廷!

■ 6億6千万円損害裁判

9月21日(金)

〔朝〕 8時15分〜ピラ撤

〔法廷〕 13時10分〜16時

大阪地裁610号法廷

■ 府労委審問(エル大阪)

9月27日 13時〜15時

☆-----☆-----☆

■ 裁判所東門座込み情宣

9月12日/19日

11時半〜14時半

■ 検察庁前ピラまき宣伝

9月20日 8時15分〜

9時10分、署名提出